

婚姻届（日本人同士が日本方式で婚姻する場合）

- ・届出できるところ……夫または妻の本籍地または所在地
- ・必要なもの……戸籍謄本（本籍地の役所に届出する場合は不要）
- ・届書を持参する人のご本人確認をいたしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。
- ・婚姻届を提出されますと、住民票の氏と本籍欄は変更されますが、住所や世帯の変更を行うには、別に届出が必要となります。

①届出をした日が婚姻した日になります。

②氏名は、戸籍どおりに記入してください。
男18歳、女16歳に達していることが必要です。

③転出届をしても、転入届をされていない場合は、転入前の住所を記入してください。

④戸籍謄本のとおりに入力してください。

⑤実父母の名を記入してください。
父母が婚姻中の場合は、母の氏は記載しないでください。
父母が離婚している場合は、現在の氏名を記入してください。

⑥どちらかの「氏」を選択し✓を記入してください。選択した「氏」の人が新しい戸籍の筆頭者になります。
既に戸籍の筆頭者となっている人の氏を称する場合は新本籍の記入はしないでください。

⑦未成年が婚姻する場合、父母（養父母がいる場合は養父母）はその他欄に婚姻に同意している旨と署名押印が必要です。（別紙でも可）証人欄に署名押印がある場合は、それに代えることができます。
養父母がいる場合は、養父母の氏名、続柄を記入して下さい。

① 弥彦村 長 殿

② (1) 氏名 弥彦 太郎 矢作 花子

③ (2) 住所 新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号 矢作 やまお 弥彦山男 矢作 正

④ (3) 本籍 新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号 弥彦山男 長野県小県郡青木村 大字田沢111 番地 号 矢作春郎

⑤ 父母の氏名 父 弥彦山男 母 海子 父 矢作春郎 母 大戸夏子

⑥ 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 夫の氏 新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2621 番地 号 妻の氏

⑦ 同居を始めたとき 平成 25 年 10 月

⑧ 初婚・再婚の別 初婚 再婚

⑨ 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と

⑩ 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業

⑪ 届出人 夫 弥彦太郎 妻 矢作花子

⑫ 住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

⑬ 連絡先 電話 () 自宅・勤務先 [] 携帯

⑭ 広報掲載 可・否

婚姻届		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号
平成 28 年 4 月 10 日届出		送付 平成 年 月 日 第 号	長印
弥彦村 長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 票	住民票
		通 知	
夫になる人	妻になる人		
(よみかた) 氏名 弥彦 太郎	(よみかた) 氏名 矢作 花子		
生年月日 昭和 55 年 7 月 12 日	生年月日 昭和 54 年 5 月 1 日		
住所 新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号	住所 新潟県燕市 吉田西太田1934 番地 号		
(住民登録をしているところ) (よみかた) 世帯主の氏名 弥彦山男	(よみかた) 世帯主の氏名 矢作 正		
本籍 新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号	本籍 長野県小県郡青木村 大字田沢111 番地 号		
(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 弥彦山男	筆頭者の氏名 矢作春郎		
父母の氏名 父 弥彦山男 母 海子	父 矢作春郎 母 大戸夏子	続柄 長男	続柄 二女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2621 番地 号	<input type="checkbox"/> 妻の氏		
同居を始めたとき 平成 25 年 10 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め) たときのうち早いほうを書いてください		
初婚・再婚の別 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別		
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
その他	(未成年者の婚姻の場合の記載例) 妻(夫)未成年につき、この結婚に同意します。父住所、氏名 昭和〇年〇月〇日生 母 同上 氏名 昭和〇年〇月〇日生 (養父母がいる場合の記載例) 妻(夫)の養親 養父氏名 養母氏名 続柄 養女(養子)		
届出人 夫 弥彦太郎 妻 矢作花子	印 弥彦 印 矢作		
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話 () 自宅・勤務先 [] 携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人	西蒲川夫 西蒲 印	三条良子 三条 印
署名押印	西蒲川夫	三条良子
生年月日	昭和29年 3月 3日	昭和50年 12月 5日
住所	新潟県新潟市西蒲区 卷甲2690 番地 1号	新潟県三条市 旭町2丁目3 番地 1号
本籍	新潟県新潟市西蒲区 西中860 番地 番	新潟県長岡市 中之島788 番地 番

⑧届出人がそれぞれ自署、押印してください。届出人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。

⑨弥彦村民の方の婚姻届の場合、弥彦村広報に掲載して良い場合は「可」、良くない場合は「否」を○で囲んでください。

⑩日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

⑪証人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。
20歳以上の人より記入してください。(20歳未満でも婚姻されている人は、成年者となりますので証人になることができます。)

※妻が再婚の場合は、妻の待婚期間(100日)が経過していることが必要です。
ただし、前婚の夫との再婚などは除きます。